

自動車運転者労働時間等専門委員会
バス作業部会運営規程

令和 3 年 5 月 ● 日

(目的)

第 1 条 労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会（バス作業部会（以下、「作業部会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。）、労働政策審議会運営規程、労働政策審議会労働条件分科会運営規程及び労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会（以下、「専門委員会」という。）運営規程に定めるもののほか、この規程により定めるところによる。

2 この規程において、バスとは、一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハの一般乗用旅客自動車運送事業）以外の旅客自動車運送事業をいう。

(所掌)

第 2 条 作業部会は次の事項について調査、検討を行う。

- (1) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の見直しに係る事項
- (2) その他、自動車運転者の健康確保、過労死防止や労働時間の短縮等に関し、必要な事項

(構成等)

第 3 条 作業部会の委員は専門委員会の委員長が選出するものとする。

- 2 作業部会に部会長を置き、作業部会に属する委員の互選により選任する。
- 3 部会長は、部会長代理を指名することができる。
- 4 部会長代理は、部会長に事故があるとき、又は部会長が特に必要と認めて指示するときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 部会長が必要と認めたときは、作業部会に、作業部会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(公開)

第 5 条 作業部会は公開とする。ただし、部会長が必要と認めたときは、作業部会を非公開とすることができる。

(議事録)

第 6 条 議事録は公開とする。ただし、部会長が必要と認めたときは、議事録を非公開とすることができる。

- 2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、部会長は非公開

(案)

とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

3 作業部会の資料は公開とする。ただし、部会長が必要と認めたときは、資料を非公開とすることができる。

(報告)

第7条 作業部会で検討した事項は専門委員会へ報告するものとする。

(庶務)

第8条 作業部会の庶務は、厚生労働省労働基準局監督課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が作業部会に諮って定めるものとする。

附則

(施行日)

本要綱は、令和3年5月●日から施行する。